

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	町田市 介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

町田市情報セキュリティポリシー

1 目的

町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。

評価実施機関名

町田市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	町田市は、「介護保険法」、「町田市介護保険条例」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（以下「公金受取口座登録法」という。）」等に基づき、被保険者に対して資格管理、介護保険料の賦課・徴収・還付、認定、給付事務を行っている。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 被保険者の資格管理事務 2 介護保険料の賦課・徴収及び還付事務 3 要介護（要支援）認定事務 4 保険給付事務 5 保険者事務共同処理事務 6 地域支援事業事務
③システムの名称	・介護保険システム ・宛名システム兼連携システム ・中間サーバー ・伝送通信ソフト ・サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項、別表の100の項、別表の135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠） 2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項 （情報照会の根拠） 131、132、160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	いきいき生活部介護保険課、高齢者支援課、財務部納税課
②所属長の役職名	いきいき生活部介護保険課長、高齢者支援課長、財務部納税課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課：総務部法務課 電話：042-724-8407 FAX：050-3085-3142

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:いきいき生活部介護保険課、高齢者支援課、財務部納税課 電話:042-724-4364、042-724-2146、042-724-2121 FAX:050-3101-6664、050-3101-6180、050-3085-6237
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、介護保険事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		番号法の名称を訂正 5 保険者事務共同処理事務 6 地域支援事業事務 を追加	事前	
平成28年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		・伝送通信ソフト を追加	事前	
平成28年12月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条 を追加	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項に8、11、108及び 上記以外に特定個人情報データ標準レイアウトに介護保険関係情報が情報提供側情報として登録されている項(5、17、22、43、81、97、106、109、120) 並びに 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2の主務省令における情報提供の根拠 第2条第1号、同条第2号、同条第6号ハ、同条第7号、第3条第1号、同条第2号、同条第6号ハ、第5条第2号、第6条第1号、同条第4号ロ、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第5号、第15条第5号、第19条第1号レ、第25条第3号ハ、第25条の2第2号、第30条第9号、第32条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第2号、第44条第1号レ、第47条、第49条第2号ホ、第55条第6号ロ、第55条の2第5号 ・別表第2の主務省令における情報照会の根拠 第25条第3号ハ、第30条第9号、第32条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号、第33条第5号、第46条、第47条 を追加	事前	
平成28年12月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署		高齢者福祉課 を追加	事前	
平成28年12月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	鈴木 秀行	唐澤 祐一、奥山 孝	事前	
平成28年12月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先		高齢者福祉課 電話 FAX を追加	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法」が含まれる項(95の項) 上記以外に特定個人情報データ標準レイアウトに介護保険関係情報が情報提供側情報として登録されている項(5、17、22、43、81、97、106、109、120) ・別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(42、56の2、61、62、94の項) 別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法」が含まれる項(93の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108の項) 第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項のうち、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項で、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法」が含まれる項(95の項) 上記以外に特定個人情報データ標準レイアウトに介護保険関係情報が情報提供側情報として登録されている項(5、17、22、43、81、97、106、109、119) ・別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項(93、94の項)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2の主務省令における情報提供の根拠 第2条第1号、同条第2号、同条第6号ハ、同条第7号、第3条第1号、同条第2号、同条第6号ハ、第5条第2号、第6条第1号、同条第4号ロ、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第5号、第15条第5号、第19条第1号レ、第25条第3号ハ、第25条の2第2号、第30条第9号、第32条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第2号、第44条第1号レ、第47条、第49条第2号ホ、第55条第6号ロ、第55条の2第5号 ・別表第2の主務省令における情報照会の根拠 第25条第3号ハ、第30条第9号、第32条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号、第33条第5号、第46条、第47条	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2の主務省令における情報提供の根拠 第2条第2号、同条第3号ロ、同条第8号ハ、第3条第3号、同条第4号ロ、同条第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号イ、同条第5号ロ、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第22条の2第1号、同条第2号ロ、同条第6号ロ、第24条の2第1号、同条第3号ハ、同条第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号、同条第4号ハ、同条第8号イ、第32条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第8号ロ、第44条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第47条、第49条第2号ハ、第55条第1号二、同条第2号ロ、同条第8号ロ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号二 ・別表第2の主務省令における情報照会の根拠 第46条、第47条	事前	
平成30年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	唐澤 祐一、奥山 孝	唐澤 祐一、横山 隆章	事前	
平成31年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2の主務省令における情報提供の根拠 第47条を第47条第1号に変更し、第55条第1号二、同条第2号ロ、同条第8号ロの後に、同条第9号ハを追加	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名		所属長名を削除し、いきいき生活部介護保険課長、高齢者福祉課長に変更	事後	
平成31年2月28日	IV リスク対策		追加	事後	
令和2年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108の項) 第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項のうち、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項で、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法」が含まれる項(95の項) 上記以外に特定個人情報データ標準レイアウトに介護保険関係情報が情報提供側情報として登録されている項(5、17、22、43、81、97、106、109、119)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) 第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項のうち、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項で、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法」が含まれる項(95の項) 上記以外に特定個人情報データ標準レイアウトに介護保険関係情報が情報提供側情報として登録されている項(5、17、22、43、81、97、109、120)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2の主務省令における情報提供の根拠 第2条第2号、同条第3号ロ、同条第8号ハ、第3条第3号、同条第4号ロ、同条第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号イ、同条第5号ロ、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第22条の2第1号、同条第2号ロ、同条第6号ロ、第24条の2第1号、同条第3号ハ、同条第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号、同条第4号ハ、同条第8号イ、第32条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第8号ロ、第44条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第47条、第49条第2号ハ、第55条第1号二、同条第2号ロ、同条第8号ロ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号二	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2の主務省令における情報提供の根拠 第2条第2号、同条第3号ロ、同条第8号ハ、第3条第3号、同条第4号ロ、同条第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号イ、同条第5号ロ、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第22条の2第1号、同条第3号ロ、同条第7号、第24条の2第1号、同条第3号ハ、同条第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号、同条第4号ハ、同条第8号イ、第32条第1号二、同条第2号二、同条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第10号ロ、第44条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第47条第1号、同条第16号ハ、第49条第2号ハ、第55条第1号二、同条第2号ロ、同条第8号ロ、同条第9号ハ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号二	事前	
令和2年9月30日	II 1対象人数 いつ時点の計数か	平成26年7月25日時点	令和1年11月15日時点	事後	
令和2年9月30日	II 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年7月25日時点	令和1年11月15日時点	事後	
令和4年3月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2の主務省令における情報提供の根拠 第2条第2号、同条第3号ロ、同条第8号ハ、第3条第3号、同条第4号ロ、同条第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号イ、同条第5号ロ、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第22条の2第1号、同条第3号ロ、同条第7号、第24条の2第1号、同条第3号ハ、同条第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号、同条第4号ハ、同条第8号イ、第32条第1号二、同条第2号二、同条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第10号ロ、第44条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第47条第1号、同条第16号ヘ、第49条第2号ハ、第55条第1号二、同条第2号ロ、同条第8号ロ、同条第9号ハ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号二	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2の主務省令における情報提供の根拠 第2条第3号、同条第4号ロ、同条第9号ハ、第3条第4号、同条第5号ロ、同条第10号ハ、第5条第2号、第6条第2号イ、同条第6号ロ、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第1号ハ、第15条第3号、第19条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第22条の2第1号、同条第3号ロ、同条第7号、第24条の2第3号、同条第5号ハ、同条第9号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第1号リ、同条第2号リ、同条第3号リ、第31条の2の2第4号、同条第6号ハ、同条第10号イ、第32条第1号二、同条第2号二、同条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第11号ロ、第44条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第44条の4第1号、第47条第1号、同条第40号ヘ、第49条第2号ハ、第55条第1号二、同条第2号ロ、同条第8号ロ、同条第9号ハ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号二	事前	
令和5年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	町田市は、「介護保険法」及び「町田市介護保険条例」等に基づき、被保険者に対して資格管理、介護保険料の賦課・徴収・還付、認定、給付事務を行っている。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。	町田市は、「介護保険法」、「町田市介護保険条例」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（以下「公金受取口座登録法」という。）」等に基づき、被保険者に対して資格管理、介護保険料の賦課・徴収・還付、認定、給付事務を行っている。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・介護保険システム ・宛名システム兼連携システム ・中間サーバー ・伝送通信ソフト	・介護保険システム ・宛名システム兼連携システム ・中間サーバー ・伝送通信ソフト ・サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年3月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠		101項	事前	
令和5年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		第1欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「公的給付支給等口座登録簿関係情報」が含まれる項(121の項)	事前	
令和5年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2の主務省令における情報提供の根拠 第2条第3号、同条第4号ロ、同条第9号ハ、第3条第4号、同条第5号ロ、同条第10号ハ、第5条第2号、第6条第2号イ、同条第6号ロ、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第1号ハ、第15条第3号、第19条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第22条の2第1号、同条第3号ロ、同条第7号、第24条の2第3号、同条第5号ハ、同条第9号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第1号リ、同条第2号リ、同条第3号リ、第31条の2の2第4号、同条第6号ハ、同条第10号イ、第32条第1号二、同条第2号二、同条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第11号ロ、第44条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第44条の4第1号、第47条第1号、同条第40号ヘ、第49条第2号ハ、第55条第1号二、同条第2号ロ、同条第8号ロ、同条第9号ハ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号二	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2の主務省令における情報提供の根拠 第2条第4号、同条第5号ロ、同条第11号ハ、第3条第5号、同条第6号ロ、同条第12号ハ、第5条第2号、第6条第3号イ、同条第8号ロ、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第1号ハ、第15条第3号、第19条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第22条の2第1号、同条第3号ロ、同条第7号、第24条の2第3号、同条第5号ハ、同条第9号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第1号リ、同条第2号リ、同条第3号リ、第31条の2の2第4号、同条第6号ハ、同条第10号イ、第32条第1号二、同条第2号二、同条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第11号ロ、第44条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第44条の4第1号、第47条第1号、同条第40号ヘ、第49条第2号ハ、第55条第1号二、同条第2号ロ、同条第8号ロ、同条第9号ハ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号二	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	町田市個人情報保護条例 第1条 この条例は、市民が自己に関する個人情報の主体であることにかんがみ、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用の中止等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保することにより個人情報を保護し、もって市民の基本的人権の擁護と、市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政を実現することを目的とする。 町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践することによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。	町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践することによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。	事後	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更には該当しない
令和5年10月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	いきいき生活部介護保険課、高齢者福祉課	いきいき生活部介護保険課、高齢者支援課	事前	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更には該当しない
令和5年10月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	いきいき生活部介護保険課長、高齢者福祉課長	いきいき生活部介護保険課長、高齢者支援課長	事前	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更には該当しない
令和5年10月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:いきいき生活部介護保険課、高齢者福祉課 電話:042-724-4364、042-724-2146 FAX:050-3101-6664、050-3101-6180	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:いきいき生活部介護保険課、高齢者支援課 電話:042-724-4364、042-724-2146 FAX:050-3101-6664、050-3101-6180	事前	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更には該当しない
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)別表第1の68項(介護保険法)、101項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表の100の項、別表の135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	根拠法令の変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) 第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項のうち、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項で、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法」が含まれる項(95の項) 上記以外に特定個人情報データ標準レイアウトに介護保険関係情報が情報提供側情報として登録されている項(5、17、22、43、81、97、109、120) ・別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項(93、94の項) 第1欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「公的給付支給等口座登録簿関係情報」が含まれる項(121の項)	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項 (情報照会の根拠) 131、132、160の項	事後	根拠法令の変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日		(前項続き) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2の主務省令における情報提供の根拠 第2条第4号、同条第5号ロ、同条第11号ハ、第3条第5号、同条第6号ロ、同条第12号ハ、第5条第2号、第6条第3号イ、同条第8号ロ、第7条第3号ニ、第10条第3号ニ、第12条の3第1号ハ、第15条第3号、第19条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第22条の2第1号、同条第3号ロ、同条第7号、第24条の2第3号、同条第5号ハ、同条第9号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第1号リ、同条第2号リ、同条第3号リ、第31条の2の2第4号、同条第6号ハ、同条第10号イ、第32条第1号ニ、同条第2号ニ、同条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第11号ロ、第44条第1号レ、同条第2号レ、同条第3号レ、同条第4号レ、同条第5号レ、同条第6号レ、第44条の4第1号、第47条第1号、同条第40号ヘ、第49条第2号ハ、第55条第1号ニ、同条第2号ロ、同条第8号ロ、同条第9号ハ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号ニ ・別表第2の主務省令における情報照会の根拠 第46条、第47条			
令和7年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	いきいき生活部介護保険課、高齢者支援課	いきいき生活部介護保険課、高齢者支援課、財務部納税課	事後	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更には該当しない
令和7年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	いきいき生活部介護保険課長、高齢者支援課長	いきいき生活部介護保険課長、高齢者支援課長、財務部納税課長	事後	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部市政情報課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部法務課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142	事前	組織改正に伴う変更
令和7年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:いきいき生活部介護保険課、高齢者支援課 電話:042-724-4364、042-724-2146 FAX:050-3101-6664、050-3101-6180	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:いきいき生活部介護保険課、高齢者支援課、財務部納税課 電話:042-724-4364、042-724-2146、042-724-2121 FAX:050-3101-6664、050-3101-6180、050-3085-6237	事後	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更 に該当しない
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 時点	令和1年11月15日	令和7年3月1日	事後	時点修正
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 時点	令和1年11月15日	令和7年3月1日	事後	時点修正
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(新規)	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、介護保険事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式変更に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	[☐]全項目評価または重点項目評価を実施する	事後	様式変更に伴う変更